

【想定出題趣旨速報】

2025 年度中央大学ロー入試 上 3 法

作成：The Law School Times 編集部

【憲法】

主張①

本問では、A 市議会傍聴条例改正案（以下、本件改正案）14 条の規定が「法律の範囲内」（憲法 94 条）にあたるかが問題となるが、これに先立ち本件改正案 14 条が地方自治法の委任の趣旨を超えた自主条例であることに言及する必要がある。このことは、徳島県公安条例事件判決が自主条例について述べた判決であること（判例の射程）を意識したことをアピールする点でも重要である。

そして、「法律の範囲内」にあるかどうかの判断基準として、徳島市公安条例事件判決の示した基準を挙げるべきである。その際、「両者の対象事項と規定文言を対比するだけでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかによって決せられる」と論じるだけでなく、同判決の挙げる下位規範を意識した当てはめを擦ることができたかが評価を左右する。本問は、傍聴規制について、条例と法令が併存する場合であるから、条例の目的と法令の目的の異同で場合分けする必要がある。ここで、条例と法令の目的を同じと評価することも不可能ではないが、先立って本件改正案 14 条を自主条例と評価した以上、その目的は異なるとする方向で論じた方が自然であろう。この場合、条例の適用が法令の目的を阻害するかどうかを問題文の事実在即して評価することになる。

主張②

本問では、本件改正案 14 条本文が、知る自由から基礎づけられる傍聴人の情報摂取の自由を侵害し、憲法 21 条 1 項違反となるかを論じることが求められる。

まずは、よど号ハイジャック記事抹消事件判決より、知る事由が憲法 21 条 1 項によって保障されることを指摘したうえで、レペタ事件判決等を踏まえ、議会における傍聴人の情報摂取の自由が憲法 21 条 1 項によって保障されるのかを丁寧に論じるべきである。

違憲審査基準の定立については、政治的表現の自由の制約との関連で権利の重要性が指摘できる。一方、レペタ事件判決に照らすと、傍聴人の情報摂取の自由が憲法 21 条 1 項の精神に照らして尊重されるにとどまり直接保障されはしないこと、傍聴行為

そのものを禁止するものではなく、撮影行為という情報摂取方法の一部を禁ずるにすぎないことから、制約はそれほど強度でない。これらのことを指摘したうえで、例えば中間審査基準により違憲性を判断することが考えられる。

あてはめについては問題文中の事実をできるだけ多くかつ適切に引用し、丁寧に評価することが求められよう。

以上

【民法】

設問 1

所有権(206条)に基づく妨害排除請求権としての建物収去土地明渡請求が認められるかが問われている。問題となる論点は、解除前の第三者という典型論点である。このように典型論点が問われた場合、その論証の正確さはもちろん、条文操作の正確性・緻密性が評価を左右する。本問では、まず、物権的請求の要件を論じる必要がある。また、解除の要件について、手続的要件も含めすべて論じることが求められている。そして、解除の効果が遡及効であることを論証してはじめて、第三者保護の問題になることに留意する必要がある。

設問 2

賃貸借契約に基づく、賃料支払請求の当否について、反論を踏まえつつ論じることが求められている。賃貸借契約はBC間で締結されたものなので、同契約に基づき、AがCに対して請求をすることができるのかが問題となっている。本設問は、応用的であり、難問といえる。もっとも、賃貸借契約の当事者間でない者が賃貸人として賃料請求をするという関係から、605条の2を想起することができれば、以下のように考えることで、一定の見解を示すことができる。すなわち、解除後の第三者が177条の「第三者」に当たるかという論点において、解除の効果が遡及効あるというのは法的擬制にすぎず、解除により新たな物権変動が生じ、二重譲渡類似の関係に立つと論証していることに思いをいたすと、解除が譲渡に類似した行為ということに気づくことができる。そうすると、605条の2第1項を類推し、賃貸人たる地位が移転したとみることができる。

これに対する反論としては、賃貸借契約の終了、605条の2第2項の類推等を検討することが考えられるが、論理として通っていれば反論の法律構成はこれに限られないと思われる。

なお、異なる構成として、転貸借契約が存するときの原賃貸借契約の解除の事案に準じたものとみて論ずることも想定できよう。いずれにしてもその論拠を説得的に論ずる実用がある。

以上

【刑法】

刑法は30行制限があるため、参考答案もその形式に従った。答案用紙が司法試験と異なり、横に長くかける用紙であるため、一行60~70文字として2000文字程度で構成した。

設問（1）

まず、甲の罪責として、事後強盗罪の成否が問題となる。

事後強盗罪の成立の検討内容として窃盗を論ずるか、まずは独立して窃盗を論ずるかは各々の答案構成によるが、まずは窃盗罪の既遂時期について検討することになる。

窃盗罪については、甲がトイレにテレビを隠した行為に占有移転があるか、論じる必要がある。窃盗罪における占有は、占有の事実と占有意思により、事実的支配があるかで判断する見解が多数であろう。

本問では、占有をテレビのサイズや本件の素材判例と考えられる東京高判平成21年12月22日は、占有の移転を認め、窃盗の既遂を肯定している。今日までの判例を整理すると、財物の大小、搬出の難易、財物に対する他の者の支配の程度等の要素を総合的に考慮して、窃盗が既遂に至ったか否かを判断すべきである。

次に、甲・乙に事後強盗罪が成立するか、同罪の法的性質が問題となる。

事後強盗罪の法的性質は、大きく①結合犯説②身分犯説に分けられる。

①結合犯説は、事後強盗罪の既遂が窃盗を基準として判断されること、事後強盗罪の財産犯的性質を重視すべきことなどを根拠とする。②身分犯説は、結合犯説によると窃盗罪が常に事後強盗罪の未遂罪に該当してしまうことへの批判と、文理条「窃盗」を身分と解するのが素直である点などを根拠とする。身分犯説であれば、構成的身分犯説

①結合犯説を採るのであれば、乙がAにナイフを突きつけた行為につき事後強盗罪が成立するか、承継的共犯の成否として論じることになり、②身分犯説であれば、これを身分犯と共犯の問題として論ずることとなる。

いずれにしても、自説を説得的に展開できていれば、十分な点数が規定できよう。

設問（2）

建造物侵入罪の法的性質について、①新居住権説と②平穩説の対立に触れつつ論ずることになる。問題形式上、保護法益を論拠にしつつ、両説に従った「侵入」該当性の違いについて論ずることが要求されているため、かかる指定から逸脱した答案では、高得点が期待できない点に注意である。

同罪が成立するとの見解からは、①新住居権説を論拠とする必要がある。この見解によると、同罪の法的性質を、建造物に誰の立入と滞留を許すかを定める自由だと解する。根拠として、建造物の所有者等はこれを現に管理し支配する事実上の状態を権利として有するからと説明される。よって、建造物の性質・目的等から、立入をした者の客観的要素及び主観的要素に鑑み、管理者が立入りを容認するかで「侵入」該当性を判断することになる。甲は窃盗行為を計画して店に立ち入っている以上、「侵入」に該当し、同罪の成立が肯定される。

同罪が成立しないとの見解からは、②平穩説を論拠とする必要がある。この見解によると、同罪の保護法益を建造物の事実上の平穩であると解する。根拠として、立入許諾の背後にある実質的権利にも配慮する必要があるからという説明がされる。よって、立入りが外形上財産権等を害する態様等であるか、外形的に検討することで「侵入」該当性を判断することになる。甲は窃盗行為を計画して店に立ち入っているものの、外形上一般の客と変わらない態様で立ち入っているため、「侵入」に該当せず、同罪の成立が否定される。

以上